

厚生常任委員会 委員長報告

今定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案3件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第81号、横手市印鑑条例の一部を改正する条例について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第88号、横手市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、「育児休業及び部分休業取得者数」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第89号、工事請負契約の変更について（南東地区最終処分場 第1区画キャッピング工事（第2期））について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

産業建設常任委員会 委員長報告

今定例会において、産業建設常任委員会に付託になりました議案 5 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 86 号、横手市水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 87 号、横手市水道事業給水条例等の一部を改正する条例については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 95 号、市道路線の廃止について（2 路線）及び議案第 96 号、市道路線の認定について（2 路線）の 2 件については、一括議題にして審査いたしました。議案 2 件について、「廃止後の管理」についての質疑がありました。

議案 2 件について、いずれも討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 99 号、横手市集落排水施設条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「上部工と下部工をつなぐ主要な鉄筋について、定着長を確認するための写真が存在していないということだが、耐震性につながる部分である。定着長の確認はできないのか」との質疑に対し、当局より、「報告書のとおり、鉄筋が埋め込まれている部分の確認が取れる写真がないのは事実である。ただし、電話で水槽 J V の下請会社に確認したところ、必要な定着長を取った形で施工し、百条委員会での出頭時にも同様の証言をしたとの回答があった。また、百条委員会の会議録にも施工したとの証言が残っており、間違いなく施工されていると考えている。なお、写真の不備については、事務の不手際であることから、職員の技術力向上に取り組んでいきたい」との答弁がありました。

また、「百条委員会の会議録を確認したところ、差し筋したアンカーに

関して結束していないとの証言があった。これでは躯体としての補強になっていないと思われるが、どうか」との質疑に対し、当局より、「コンクリートの中で、鉄筋がほかの鉄筋とくっついていないことにより建物の強度に影響があるかどうかについては、市では判断できないので、設計した事業者などに確認するしかない」との答弁がありました。

また、「百条委員会において、構造設計担当の方から横揺れの地震で問題が起きると言われているという証言もあったが、百条委員会では予算の関係もあり耐震調査はできなかった。問題がないかの証明はできるのか」との質疑に対し、当局より、「コンクリート補修をした部分に関して脆弱であれば、横揺れに対して問題が起きるだろうという発言をされたものと思う。我々としては、コンクリートの専門家の見地に基づいて補修を行っており、建物を使用できると考えている」との答弁がありました。

また、「補修がしっかりされたことについて保証ができる方はいるのか」との質疑に対し、当局より、「コンクリート補修に係るアドバイザー契約を結ぶために、コンクリート専門の学識経験者の方に補修状況の資料等を示し、確認いただいたところ、補修の仕方は妥当であるという話は伺っている。ただし、その方に責任を負わせることはできないので、保証という点については現在のところは分かりかねる」との答弁がありました。

また、「上部工をスタートさせる段階で、コンクリート診断士に判断をしてもらいたいとなっていたが、数人のコンクリート診断士に断られ、最終的に水槽 J V がコンクリート診断士を連れてきて、それらしい結果が出たが、またそこから漏水が始まり、その繰り返しとなっている。こちらを納得させる証明をしてもらいたい、どうか」との質疑に対し、当局より、「しっかりとした証明については、現時点で示すことはできない。ただ、これまで最善の補修工事を行い、使える状態まで持ってきている。また、百条委員会の調査結果報告書でも、事後補修と経過観察を行わなければ供用することはできないとの記載がある。そのため、特殊なセンサーを設置し、水槽の状態、コンクリートの中の状態をモニタリングして、結果をコンクリートの専門家に判断いただき経過観察を行いながら、明日にでも施設を稼働させられると考えている」との答弁があ

りました。

また、「コンクリートなど今の状態で会計検査院検査は通るのか。また、今回の条例改正が通らない場合、補助金返還は確実なのか」との質疑に対し、当局より、「会計検査院がどのような視点で確認するかはこちらでは予測はできない。ただ、適切な補修をし、機能を回復して使える状態になっている点を資料などで説明をしていきたいと考えている。また、県より会計検査院から供用開始されていない状態であれば補助金返還の対象となるとの話があったとは伺っている」との答弁がありました。

また、「補助金の返還が命じられた場合の財政負担はどのようなになるのか」との質疑に対し、当局より、「補助金の返還が命じられると、企業債についても、利息も含め繰上償還を命じられることになり、15 億円強の財源が必要となる。しかし、農業集落排水事業だけで財源を確保することとなると、事業が立ち行かない事態となる。そのため、一時的に一般会計から繰出してもらう必要が生じると考えているが、そうならないような手段も様々検討を続けている」との答弁がありました。

また、「百条委員会で工事特別仕様書の契約事項が遵守されておらず、契約不履行にあたりと判断されている状況で公共施設として提案することに対して違法性はないのか」との質疑に対し、当局より、「特段法律に違反するようなことでこの浄化センターが使用できないというような判断はしていないため、議案の提出をしている」との答弁がありました。

また、「モニタリングをしながら補修をしていくとのことであったが、補修する費用はどの程度を想定しているのか」との質疑に対し、当局より、「費用に関して、瑕疵期間で瑕疵によるものであれば、水槽 J V に追加補修を命じることができるが、そうでない補修であれば市の負担となる。その際に、現状どのくらいの予算規模になるかは事象が起きなければ分からない。ただし、浄化センターを止めて修理をしなければならない場合に設置する仮設ユニットについては、3 カ月で約 8,700 万円かかるということで見積りをもらっている」との答弁がありました。

討論では、鈴木勝雄委員より、賛成の立場で、「百条委員会から不備、不具合等たくさんの意見が出されたが、その不備、不具合等についての責任については一切言及されていない。そのようなことから、この一連の責任は、設計施工監理者、発注者の監督責任が最も大きいと思われ、

責任の取り方を明確にすることを条件にして賛成する」との討論がありました。

また、林一輝委員より、反対の立場で、「この浄化センターの建設に際して、工事の瑕疵、書類の不備、念書の提出等々、様々な問題があった。これらの問題については、しかるべき原因の究明と対策をしっかりと行っていたきたい。この浄化センターが供用開始されないと、補助金の返還等の必要があるということで、市は供用を開始したいということであるが、今大事なのは、この施設を今後、安心安全に稼働できるか、ここに尽きると思う。百条委員会からもたびたび有識者、第三者による保証をしてほしいといった要求があったが、それに対して全員協議会、本会議、今日の委員会と様々なやり取りを聞かせていただいたが、こういった保証はされておらず、今後、供用しながらアドバイザリー契約、センサーによるモニタリング、こういったところの保証になっていくとの話であった。繰り返しになるが、重要なのは、現時点でこの安全を保証することだと思う。現在、供用開始できると判断するための根拠が出揃っておらず、現時点で供用開始するのは困難であると考え、反対する」との討論がありました。

また、佐藤誠洋委員より、反対の立場で、「私は本案に反対である。理由は、百条委員会の報告を受けたが、補修が完了したとは言えない状況であり、市民の安心安全が守られているとはとても言い難い。第三者機関からの安心安全の正当な技術評価がない状態での施設の開設は、市民の立場からはあり得ない。コンクリート打設時に養生なく雨で洗われてしまった状況やレイタンス除去の不備、鉄筋が設計図書どおりに入っているのか不明な点は、水漏れだけでなく、建物の強度にも不安を残している。センサー設置をして、補修しながら使用するとその当局側の説明はこの公共施設がいかに異常な建物であるかの裏返しであり、この状態で今後50年間、市民に安心して使っただけの施設ではないと判断する。また、これを認めれば、横手市の公共施設は設計図書どおりでなくても引き取りできることとなり、今後の公共施設に対する安全性、信頼性が損なわれることになる。一方、百条委員会の報告と、議会からの監査請求の結果報告には、技術的な問題だけではなく、法的な問題や行政上の不備などの指摘も数多くあった。市当局は、第三者機関として、技術士

会と弁護士会に、この事業の問題を評価、検証していただき、その報告を活用して、市民のため二度とこのような事態を引き起こさないようにすべきと思う。横手市役所の組織のコンプライアンス、ガバナンスの再構築を強く求める」との討論がありました。

本案について、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

総務文教常任委員会 委員長報告

今定例会において、総務文教常任委員会に付託になりました議案 9 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 82 号、横手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 83 号、横手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 84 号、横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 85 号、横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「条例施行を令和 8 年 1 月 1 日としているが、実際に市民が十文字西スポーツセンターを使えるようになるのはいつからか」との質疑に対し、当局より、「令和 8 年 1 月初旬から利用開始の見込みである。改修工事は 11 月下旬に完了予定で、12 月中旬ころから内覧会や無料開放などを検討している」との答弁がありました。

このほか、「行政財産使用料」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 90 号、財産の取得について（横手市立体育館テーブル・イス備品）及び議案第 91 号、財産の取得について（横手市立体育館スポーツ備品（共通備品関連））の 2 件については、一括議題にして審査し、「事業者の入札状況」や「備品の仕様」についての質疑がありました。

議案 2 件についていずれも討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 92 号、財産の取得について（災害対応特殊化学消防ポン

プ自動車)について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「入札不調となった原因は何か」との質疑に対し、当局より、「消防車のシャシ製造に遅れが生じたためである」との答弁がありました。

また、「現在配備されている消防車は今後使用しないのか。現在の車両との違いは何か」との質疑に対し、当局より、「現在の車両は取得から20年経過しており、更新後は故障時の部品供給停止や配管の腐食など運用上の支障が懸念されることから廃車する方向で検討している。新たな車両はデジタル化により放水量や放水圧をモニタリングする機能が搭載されるなど、操作性向上と安全機能強化が図られているほか、木造火災にも対応する薬液を使用できる機能も備えており、火災時の対応力が大幅に向上している」との答弁がありました。

このほか、「近隣自治体への応援体制」や「消防用車両の安全基準」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第93号、字の区域の設置について及び議案第94号、字の区域の設置及び変更についての2件は、一括議題にして審査いたしました。

議案2件についていずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。